

「京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）」について意見を募集 ～パブリックコメントを実施します～

令和2年2月27日
京 丹 後 市

京丹後市では、「京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）」について広く市民の皆さんからご意見を募集します。

- 1 対象の条例
「京丹後市子どもの読書活動推進計画」
- 2 意見募集の内容等
(1) 別紙様式1 京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）」についてのご意見の募集について
(2) 別紙様式2 京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）の概要
※各種様式および資料等については、市ホームページに掲載するとともに市民局に備え付けています。
- 3 意見提出方法
郵便、ファクシミリまたは電子メール
郵便：〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市教育委員会 生涯学習課
ファクシミリ：0772-68-9061
電子メール：shogaigakusyu@city.kyotango.lg.jp
- 4 意見募集期間
令和2年3月13日（金）まで
- 5 問い合わせ先
教育委員会事務局生涯学習課
電 話：0772-69-0120

(様式1)

令和2年2月21日
京丹後市

「京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）」について
ご意見の募集について

京丹後市では、「京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画」について、検討案を取りまとめましたので、このことについて広く市民のみなさんからご意見を募集します。

1 趣旨

国の「子供の読書活動推進計画」及び京都府の「子どもの読書活動推進計画」を踏まえながら、将来を担う子どもたちが、今後もさらに本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、「子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画」を策定するものです。

2 検討案

- (1) 京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）
- (2) 京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画 概要版（案）

3 ご意見の提出方法及び記入事項等

- (1) ご意見は、郵便、ファクシミリ又は電子メールでお寄せください。
郵便の場合：〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226
京丹後市教育委員会 生涯学習課
ファクシミリの場合：0772-68-9061
電子メールの場合：shogaigakusyu@city.kyotango.lg.jp
- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、教育委員会生涯学習課、各市民局及び各図書館、図書室に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。ご意見提出様式ご意見には、次の項目を記入してください。

- (1) あて先：京丹後市教育委員会生涯学習課あて
- (2) 氏名等：氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 連絡先：住所（法人その他団体にあつては、所在地）、電話番号、電子メールでご意見をお寄せいただく方は電子メールアドレス
- (4) 題名：「京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）」に対する意見
- (5) 意見：ア 該当項目（検討案のどの部分についての意見であるか明記してください。）
イ 意見の内容
ウ 理由

4 ご意見の提出上の注意

提出された意見は、氏名等と連絡先を除き、公表することがありますのであらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。
ご意見は、日本語で記入してください。

5 ご意見の提出期限

令和2年3月13日（金）必着とします。

(様式1)

6 ご意見の取扱い

- (1) 提出されたご意見を考慮して計画等の内容を検討し、協議する予定です。
- (2) 意見の概要と京丹後市の考え方をホームページ並びに教育委員会生涯学習課及び各市民局一定期間公表します。なお、ご意見に対し、個別には回答いたしかねますのでその旨ご了承ください。
- (3) ご意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、市の考え方を示さないことがあります。

7 問い合わせ先

担 当：京丹後市教育委員会生涯学習課
所在地：〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226
電 話：0772-69-0630
F A X：0772-68-9061
電子メール：shogaigakusyu@city.kyotango.lg.jp

(様式2)

京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画（案）の概要

1 趣旨について

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、表現力を高め、感性を磨き、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもので、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要なものです。

本市では、平成26年6月に「京丹後市子どもの読書活動推進計画 第二次推進計画」を策定し子どもと本をつなぐ取組みを進めてきましたが、国の「子供の読書活動推進計画」及び京都府の「子どもの読書活動推進計画」を踏まえながら、「京丹後市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第二次推進計画の成果と課題を検証し、将来を担う子どもたちが、今後もさらに本に親しみ、生涯にわたる読書週間を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

3 計画の期間

令和2年度からおおむね5か年

4 基本的な方針

- (1) 読書に親しめる環境の整備・充実
- (2) 家庭、学校、地域及び関係機関との連携・交流
- (3) 活動に関する理解と関心の普及・啓発

5 施行期日について

令和2年4月1日から施行します。